

自分たちの町は自分たちの手で!!
支え合い助け合いながら、より豊かな町づくりを!!

町内会長活動の手引き

【令和4年3月 改訂版】



写真提供：鳥取県

鳥取市自治連合会

はじめに

住民自治組織（町内会・地区会等）の役割は、地域における高齢者や子どもたちの見守り活動など地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりをはじめ、地域住民の福祉の増進など、さまざまな活動をしている、行政とは別の任意団体です。

自分たちのことは自分たちで話し合い、皆で地域における課題の解決を目指しています。

しかし、近年ライフスタイルや価値観が多様化し、昔ながらの「向こう三軒両隣」といった親密なご近所づきあいは少なくなってきました。特に高齢者の孤独死や子どもへの虐待など悲しい事件が新聞紙上でもよく見られるように、社会問題となっています。

これら高齢者や子どもたちの安全確保の活動は、地域住民総出で取り組む必要があり、そのためには、町内会の役割はますます重要となります。

昨今、町内会運営に係る問題として、「町内会における加入促進実態調査」の町内会意見でも役員の成り手不足から町内会役員が毎年交代する実態も多くなり、町内会をいかに運営するかが分からない町内会役員もいらっしゃるかと思います。

ついては、これら町内会の運営方法について、分かり易く解説するとともに、様々な課題に対する具体的取り組みなどを説明した「町内会長活動の手引き」改訂版を発刊いたしました。

この手引きが、それぞれの自治組織において、地域における住民の皆さんが安心して暮らせる一助になることを願っています。

令和4年3月

鳥取市自治連合会

鳥取市市民憲章

平成21年10月1日制定

鳥取砂丘をのぞみ千代川がながれる歴史あるふるさと鳥取市。
わたくしたち鳥取市民は、このめぐまれた自然と因幡の伝統文化を誇りとし、
未来に向けて心ゆたかに生きるため、ここに憲章をさだめます。

- 一、笑顔で親切、明るいまちをつくります
- 一、礼儀正しく、さわやかなまちをつくります
- 一、力をあわせ、元気あふれるまちをつくります
- 一、自然を愛し、美しいまちをつくります
- 一、郷土に誇りを持ち、心ゆたかなまちをつくります

目次

基本的な運営方法

1. 自治組織（以下「町内会」という）について 1p
2. 連携する自治組織について 1p
（1）町内会とは （2）地区自治会とは
（3）鳥取市自治連合会とは
3. 町内会の役割について 2p
4. 町内会の運営について 3～4p
（1）ルールを決めよう （2）会議をしよう （3）役割を決めよう
（4）活動を決めよう （5）お金を管理しよう （6）お知らせしよう
（7）地域の魅力を伝えよう
5. 仲間を増やそう 5p
（1）加入の現状 （2）加入へのアプローチ
6. 町内会加入のメリットについて 6p
（1）町内会に加入しない主な理由は？
（2）加入することで問題解決！
7. 地域コミュニティについて 7p
（1）考えてみよう？ （2）活動しています！

住民にとって必要な町内会とは

1. 住民組織（町内会）とは 8p
（1）住民自治組織の必要性 （2）あってよかった！町内会
2. 町内会活動の課題について 9～11p
（1）運営に関する課題 （2）加入促進活動に関する課題
3. 参考
（1）町内会をITで便利に（LINE・クラウド） 12p
（2）町内会の担い手を確保するヒント 13p
（3）町内会・自治会加入のすすめ方 14～15p
（4）マンションこそ、共助が必要なわけ 16p

鳥取市からの町内会対象助成について 17～18p

市役所で行える主な手続きについて 19～20p

基本的な運営方法

1. 自治組織（以下「町内会」という）について

町内会組織は、住民同士の自由な意思によって結成され運営される任意の団体です。

町内会は、私たちの日常生活において、いろいろな課題を解決しながら、住みよいまちづくりを中心となって推進する重要な役割をもっています。

「町内会長活動の手引き」は、町内会独自の活動と地区自治会組織や各種団体の活動への参画など基本的項目を取り上げていますので、参考にしていただき、それぞれの地域（町内会）にあった取り組みを実践してください。

2. 連携する自治組織について

町内会活動は、町内会、地区自治会、鳥取市自治連合会が連携し、お互いが協力しながら行われています。

（1）町内会（830 町内会）とは

- ・町内会は、町（区）内や地域など一定の区域の住民を単位として、構成されています。

（2）地区自治会（41 地区会）とは

- ・地区自治会は、小学校区（新地域^{※1}は総合支所）を基本とした区域内の町内会などの連合組織です。

※1 新地域とは、合併前の 国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷の8町村を示します。

（3）鳥取市自治連合会（以下自治連合会という）とは

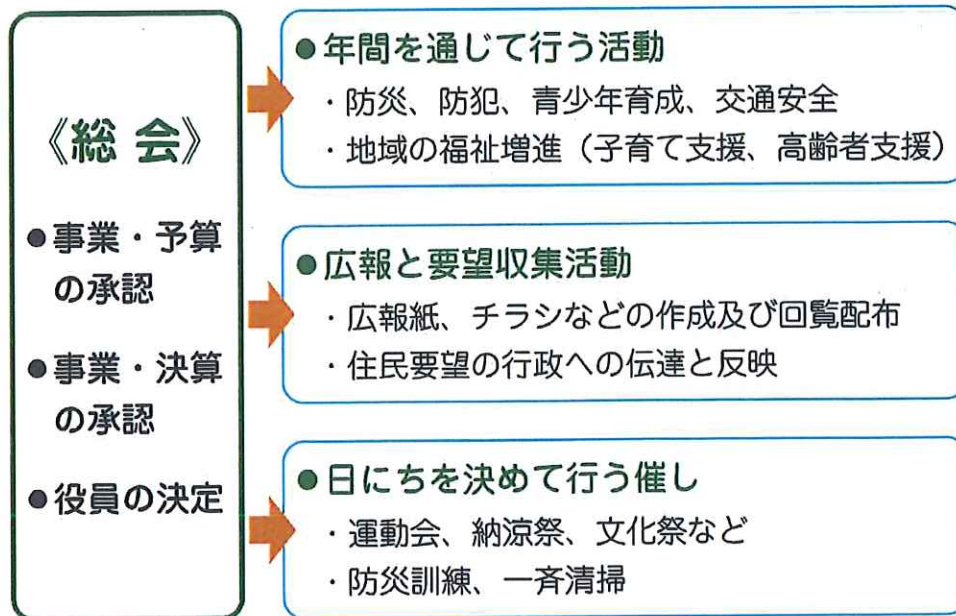
- ・自治連合会は、鳥取市内の町内会及び地区会をもって組織し、その代表者を会員としています。
- ・自治連合会の運営は、各地区自治会の代表者で構成する「地区会長会」が協議し、その推進に努めています。

3. 町内会の役割について

- (1) 町内会を組織する住民の皆さんが十分話し合ったうえで、運営方法や活動内容を決めていくことが大切です。
また、町内の住民の方々とのふれあいと、支え合い、助け合いを図ることを目標に、町内会活動を推進していくことが大切です。
- (2) 町内会長は町内会総会を開催して、町内会員の意見を参考にし、年間の取り組みなどを決定します。



町内会は、この社会を維持するために、活動しています。



4. 町内会の運営について

(1) ルールを決めよう（規約・会則）

町内会は、住民の自由意思で結成される任意団体で、法令に基づき規約や会則を作る義務はありませんが、ルールを明文化しておくことで新規加入の人にも会のことが分かりやすく、安心して活動できます。

規約に記載する内容（例）

会の名称・目的・事業・会員の定義・役員の種別と任期・会議の種類・会費

(2) 会議をしよう（総会・役員会）

住民の皆さんが、会への信頼を高めるためにも、少なくとも年に1回は全員に呼びかける「総会」を開催しましょう。

総会開催の手順

議案を作る → 開催を通知する → 開会 → 議案審議・議決 → 閉会

(3) 役割を決めよう（役員）

暮らしやすいまちを作る・新しい人との出会いなど、貴方の力が安心・安全なまちにつながります。

主な役割

会長・副会長・書記・会計・監事・幹事・班長・専門部長など

(4) 活動を決めよう（事業計画）

町内会では、清掃活動や親睦事業、防災訓練などの活動に取り組んでいます。

無理のない範囲で行うことが大切です。

(5) お金を管理しよう（会計）

お金を適正に扱うことは、町内会が住民から信頼される最も大切なことです。

主な仕事

収入・支出管理、予算書・決算書作成、会計監査

(6) お知らせしよう (広報)

- ・ 広報紙・ポスター・回覧などを利用して、町内会の行事予定や活動成果を広く知らせることが、町内の一体感を高めるために重要です。
- ・ 町内活動に関心の薄い方も、広報紙などを目にするすることで、町内会が頑張っている姿に興味を持っていただけるきっかけとなります。

主な広報

全戸配布広報紙・回覧チラシ・ポスターなど

(7) 地域の魅力を伝えよう

自分の住んでいるまちの歴史や自然など、今まで知らなかったことを知ることによって、地元への愛着が湧いて、活動への参加につながります。

地域の魅力

歴史・文化・人・お店など



5. 仲間を増やそう

(1) 加入の現状

- ・町内会加入促進の取り組みは、自治連合会の重点活動項目として取り組んでいます。
いざというときに、頼りになる人が身近にいることが大切です。(町内会)
- ・町内会の加入状況は近年、集合住宅(マンション・アパート等)の新築増により、加入率が年々減少傾向となっています。
- ・町内会加入のメリットを伝え、加入の増加を図る必要があります。

(2) 加入へのアプローチ

- ・町内会への加入・未加入は個人の自由とはいえ、同じ町内に住んでいるのだから、一緒に活動して仲良くしたいものです。
- ・「入るのが当然」という高圧的ではなく、「安心して暮らすため、一緒に住み良いまちにするため」に町内会へ加入してもらうよう勧誘しましょう。
- ・マンションなどの入居者にも町内会に加入してもらいましょう。また、住宅事業者にも協力をしてもらいましょう。

勧誘の方法

勧誘は段階的に、安心・防災を強調して不安を和らげましょう。

※加入促進用パンフレットは、自治連合会に常備しています。

※鳥取市自治連合会・鳥取県東部宅地建物取引業協会・鳥取市の三者間において加入促進協力に係る協定を締結しています。

6. 町内会加入のメリットについて

(1) 町内会に加入しない主な理由は？

- ① 町内会費の負担
- ② 役員になりたくない
- ③ 近所付き合いが面倒
- ④ 町内会に入らなくても困らない（ゴミ出し・市報の入手など）
- ⑤ 高齢で活動に参加できない などです。

解決 … 「町内会活動の課題について(9頁～11頁)」を参考に、それぞれの町内会に合った独自の解決策を見出して、問題解決を図ることが大切です。

(2) 加入することで問題解決！

- ① 「水害・火災・地震……誰に助けを求めますか？」

解決 …身近な町内会が頼りです。

- ② 「子育て不安はないですか？」
「一人暮らしに不安はないですか？」

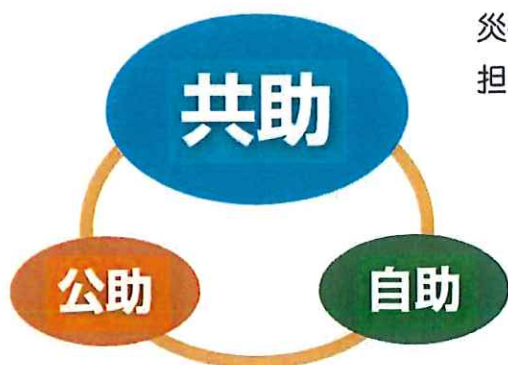
解決 …地域で子育て支援活動や高齢者福祉活動（高齢者の集い・ふれあいサロン）を行っています。

- ③ 「子どもの安全・安心は確保されていますか？」

解決 …地域で児童の登下校時見守り活動、およびパトロールによる防犯活動を行っています。

- ④ 「近所で不審者が出没していませんか？」

解決 …地域で防犯活動（防犯灯の新設維持管理・防犯パトロールなど）を行っています。



災害時における共助の
担い手は町内会



7. 地域コミュニティについて

(1) 考えてみよう？

- ・町内会（自治会）の役割は、地区内に居住する住民の方々の「地域コミュニティ」の大切さ・必要性を理解し、各地域が行う“まちづくり”を推進することです。
- ・「地域コミュニティ」の必要性を、地域住民の方々に理解していただき、加入促進に繋げてください。

(2) 活動しています！「地域コミュニティ(まちづくり)協議会」

① 青少年健全育成

- ・子ども会などの活動を通じて、地域で子どもを見守り育てます。

「青少年育成協議会・子ども育成協議会・PTAなど」

② 環境・安全

- ・ごみの集積場所、公園の清掃、紙などの資源回収で、快適でエコなまちを作っています。
- ・防犯パトロールや子どもの登下校時の見守り、夜間を照らす防犯灯の維持管理など、安全なまちを作っています。
- ・防災訓練や避難所の運営、水・非常食の備蓄・管理など、災害時に助け合える、安心なまちを作っています。

「自主防災会・防犯協議会・交通安全協会・子ども見守り隊・消防団など」

③ 保健・福祉

- ・高齢者の見守りを通じて、みんなが支え合うまちを作っています。
- ・配食サービスなどを通じて、独居高齢者などの安否確認を行っています。

「社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ・婦人会など」

④ 生涯学習

- ・地域みんなが、いつまでも健康で過ごす取り組みや、学習を通じて、社会生活を身につける活動を推進しています。

「健康づくり協議会・体育会協議会・公民館など」

⑤ その他の活動

- ・お祭り、運動会、納涼祭などで、みんなが集える、交流できる、楽しいまちづくりを行っています。

住民にとって必要な町内会とは

町内会の基本的な運営方法については、前述（1～7頁）で述べていますが、実際に町内会を運営する上では様々な問題が生じ、町内会役員の皆さんがお困りになることがあるのではないかと思います。

については、町内会活動を行う上での課題を理解し、どうしたら課題を解決できるか、一緒に考え、より良い町内会活動を推進してください。

1. 住民組織（町内会）とは

（1）住民自治組織の必要性

- ・住民自治組織の必要性について理解はしても、実際に町内会を運営する上では、様々な問題（課題）に遭遇します。
- ・私たちが日常生活を営む上で生じる地域課題について、個人や家庭では解決困難なこと「ごみステーションの清掃・ごみ出しのマナー・道路や公園の美化・違法駐車 of 追放・防犯灯の維持管理・防火対策・高齢者福祉活動など」は、住民の皆さんが地域を挙げて共同で取り組んでいく必要があります、その基盤が住民自治組織（町内会）です。

（2）あってよかった！町内会

- ・一人では解決できないことが、町内会の取り組みで解決できた事例。
「ごみステーションの清掃管理・防犯灯の設置……など」



2. 町内会活動の課題について

(1) 運営に関する課題

- ・住民組織の必要性については理解しても、自治組織の役員として組織運営を行う過程においては、様々な問題点（課題）が生じます。
- ・これら課題に対して私たち自治組織の役員はどう取り組むか、それぞれの町内会に合った独自の解決法を検討し、組織運営をより良い方向に進める必要があります。

〈町内会の運営に係る課題の対応策〉

課 題	対 応 策 (例)
①町内会活動への参加が少ない。 ・町内会活動に対し、住民意識が希薄になっている。 ・活動参加者はいつも同じ顔	・町内会活動のマナー化による参加者減少も考えられる。 ・活動の見直し検討（会則・事業の見直し、会議運営方法の工夫等）も定期的に必要。
②若い世代の参加が少ない。 ・若い人は現役世代で、平日の町内会活動には参加できない。 ・高齢者との同居世帯では高齢者に任せて若い人が参加しない。	・若い世代が共有する子育てなどをテーマに、親子で楽しめるイベントの企画検討。 ・小中学校、PTA ならびに子ども会と連携して、若い世代の参加を推進。 ・年代に拘わらず誰もが参加しやすい環境の構築が必要。
③役員の高齢化 ・社会構造の変化により、現役世代の年齢が伸び、地域活動に参加できる人材が減少。 ・役員の担い手不足により、役職の兼務など、特定の人に負担が偏る。	・高齢者と若い年代の、バランスが取れた編成も必要と考える。 ・①②により、魅力を感じる町内会を構築し、若い世代の役員も推進する。 ・役員の担い手不足を解消するため、担い手を確保するヒント（13頁）を参考にして取り組む。
④町内会活動全般に関する相談	・自治連では、町内会活動を支援する目的で「地域支援アドバイザー」を配置しています。 町内会活動運営に関わる相談事項等に対応。

(2) 加入促進活動に関する課題

- ・近年、社会状況・住居形態の変化により、町内会に入らなくても不都合はないとの理由で、加入を固辞される方が増加傾向にあり、町内会長をはじめ町内会役員の皆さんは、大変苦勞をされています。
- ・町内会に入りたくない理由を個別に精査すると、まだまだ町内会での検討・改善により、加入に繋げられる項目もあるのではないかと考えます。
- ・下表の問題点は、令和2年度に実施した「町内会加入状況実態調査」により、町内会から問題提議された項目です。対応策の一例を記していますので参考にされ、町内会独自の解決策を見出して加入促進に繋げていただければと考えます。

〈町内会加入促進活動は難しい！ どうしたらいいの？〉

問題点	対応策(例)
①町内会未加入世帯への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「加入案内チラシ」などにより、加入促進を図る。 ・転入者が多くなる時期(3～4月)を「加入促進強化期間」と定め、新規転入世帯の加入促進に取り組む。
②マンションなど集合住宅の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・三者協定に基づき、新規開発時における開発業者との連携を図る。 ・児童が居る世帯に対し、子ども会と連携した加入促進に取り組む。 ・既存の町内会加入が困難な場合は、単独の町内会設立を促進する。(地区会対応)
③町内会加入のメリットが分からない。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応、街路灯設置など防犯活動、子どもと高齢者の見守り活動など、地域における自治組織の活動を理解していただく。
④町内会役員になりたくない。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の必要性を理解していただき、誰かが役員をやらなければ繋げる。 ・町内会事業の見直しによる、役員の構成や分担などを見直し検討し、負担の軽減を図る。 ・役員の選出方法を検討する。

問 題 点	対 応 策 (例)
⑤町内会会費が高額・払いたくない。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会費として真に必要なものは何か、見直し検討をする。 ・町内会費の集金方法（一括支払いが出来ない世帯への配慮）を検討する。 ・町内会員の位置付け（独居高齢者等町内会費免除・減免の配慮）を検討する。
⑥高齢などで町内会行事に参加できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会員の位置付けにより配慮する（⑤の対応策）。
⑦近所付き合いをしたくない。	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯活動、防災活動、子どもと高齢者の見守り活動など、地域における「共助」の取り組みを理解していただく。
⑧どこの町内会にも属さない（空白地帯世帯）の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の町内会が話し合い、町内会の境界を明確にして、町内会への加入に繋げる。



3. 参考

(1) 町内会を IT で便利に (LINE・クラウド)

町内会において、広報活動は町内の一体感を高めるうえで重要な活動です。

情報伝達の方法は、広報紙・ポスター・回覧・文書配布など、それぞれ工夫をして取り組まれています。近年ライフスタイルの多様化により、情報伝達がスムーズにいかないこともあるかと思えます。

そこで、一定の範囲を対象とした情報伝達を、IT の活用により効率化に繋げることが出来ないか、考えてみませんか。

【まずは役員間の連絡に LINE を活用！】

- ・スマートフォンや携帯電話、パソコン、タブレットで使うことができる無料のコミュニケーションツールです。
- ・会話のようにメッセージをやり取りでき、メールよりも素早く連絡を取ることができるため、友達同士や同僚、家族との連絡ツールとして多くの若い世代の方が活用しています。利点は画像の共有も簡単なことです。

【LINE グループについて】

- ・LINE グループを作成すると、グループのメンバー（複数人）に一斉にメッセージを送ることができます。例えば、何か予定を立てるときの出欠確認の際、それぞれ個別に連絡しなくても済むため、スムーズにやりとりできます。
- ・町内会役員の LINE グループを作成して、会議の日程調整などを行っている町内会もあります。
- ・LINE を使える町内会役員が窓口となり、地域の若い人たちと LINE グループで情報共有を行うなど繋がってみませんか。
- ・地域には今、アナログ派とデジタル派の両方の方が混在しています。アナログかデジタルかの二択ではなく、両方を併用するハイブリッド方式で納得してもらい、より良好なコミュニケーションを取れる状態を作ることが理想です。



(2) 町内会の担い手を確保するヒント

町内会を運営するうえでは、様々な課題があります。

町内会・自治会では町内会加入率の低下に加え、役員が固定化・高齢化していることや、若い世代の参加が少ないなどによる、活動の担い手がいないといった課題が顕在化してきています。

ついては、担い手確保に関する課題に対し、町内会としてどう取り組むか、下表のヒントを参考にしてください。

課題	取組分類	ヒント
活動に参加する機会が少ない	町内会活動に関わるきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・会報・回覧板の活用・声かけによる協力者の確保 ・さまざまなPRツールの活用 ・子どもの参加意識を高める
	若者・現役世代が参加しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が参加しやすいきっかけや接点づくり ・参加を促す関係・環境づくり
活動できる人材がそもそも少ない	人材不足を補うヒント	<ul style="list-style-type: none"> ・他組織との連携
	負担を感じさせない配慮と任期の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・活動が負担にならないための配慮 ・役員の任期について
	勧誘活動の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が役員として参加する仕組みづくり ・役員



(3) 町内会・自治会加入のすすめ方

自治会加入の重要性を再確認したうえで、加入促進には地域全体で取り組みましょう。

自治会未加入者の中には、加入を考えている方や関心のある方もいます。加入促進の手段として、戸別訪問で加入を呼びかけることも重要です。

その場合、一戸建て、アパート・マンション、新興住宅地など、それぞれの状況に合わせた対応をとることが効果的です。

以下の手順を参考にして、地域の実情に合わせた方法で進めていきましょう。

【訪問前の準備】

1. 未加入世帯を確認する。(住宅地図と未加入世帯を照合)
2. 訪問者・訪問先・訪問スケジュールを決める。
 - ・訪問者人数は2～3名程度が適当、相手に地域全体で取り組んでいるという信頼感を持っていただく。
 - ・新規転入者の訪問は、居住開始後速やかに訪問する。
 - ・既居住者には、イベントなどの開催に合わせて訪問する。
 - ・訪問は夜間、休日の午前中は避けるなど、相手の対応可能な時間帯を考慮する。
3. 説明資料を準備する。(加入促進チラシ、総会資料、加入申込書など)

【戸別訪問するときの留意事項】

1. 無理強いをしないようにしましょう。
 - ・加入を強制することはできません。地域全体が自治会加入促進に取り組んでいることを念頭において話をしましょう。
2. 相手の事情に配慮しましょう。
 - ・未加入者には、これまで加入しなかった理由、加入できない理由がある場合もあります。未加入の状況を十分に配慮しながら話を進めましょう。
3. ていねいな対応を心がけましょう。
 - ・訪問者の受け答えの態度も重要です。一緒に活動をしていきたいという熱意を持って誠実な対応を心がけることが重要です。

【訪問時の対応】

1. 自己紹介をして、訪問の目的を説明する。
2. 自治会の活動全般を説明する。
 - ・防災活動（災害時避難誘導・自主防災会設置・非常時の助け合いなど）
 - ・防犯活動（防犯灯の設置維持管理・子どもの登下校見守りなど）
 - ・環境美化活動（ごみステーションの設置・管理など）
 - ・行政及び地域の情報伝達
 - ・運動会、納涼祭などのイベント開催
3. 「町内会への加入のご案内」等の資料を渡して、加入のメリットなどを説明のうえ、加入のお誘いをする。
4. 訪問先の相手からの質問や意見に対する対応（よくある質問と回答例）
 - Q1 自治会に加入するメリットは何ですか。
〈回答例〉 個人では解決できない課題、災害時避難等助け合い、防犯活動など地域の見守りは、町内会が対応しています。
 - Q2 自治会費の負担が嫌です。
〈回答例〉 自治会費は、住みよい地域づくりのための活動に必要な経費として会員の皆様からいただいております。ご理解ください。
 - Q3 役員になるのが嫌です。
〈回答例〉 ご高齢や生活スタイルなどから役員がしにくい方もいらっしゃいますが、対策を一緒に考えていきたいと思っております。
5. 加入手続き
 - ①加入希望の場合…その場で加入申込書を記入していただく。
 - ②加入保留の場合…加入申込書を渡し、連絡先をお知らせして、後日訪問することを伝えて帰る。
 - ③加入拒否の場合…加入案内チラシを渡し、ご理解いただくようお願いをして帰る。

—留意事項—

- 笑顔で親しみを込め、誠意をもって対応する。無理強いはしない。
- 相手の状況に合わせた勧誘をする。
- 質問や意見には丁寧に説明する。
- マンションや集合住宅は、家主や管理業者に居住者の加入のための協力をお願いする。

(4) マンションこそ、共助が必要なわけ

分譲マンションの場合、区分所有者であれば管理組合に属し、一定のコミュニティを有していると考えられますが、賃貸の場合は同じフロアの住民の名前や顔もよく知らないという事も珍しくなく、防災訓練もほとんど行われません。マンションの管理組合の役割はあくまで建物や土地、共用部分の管理を行うもので、居住者を把握する名簿がない、把握しても世帯主のみで、居住者の実態を確認していないマンションは少なくありません。国土交通政策研究所の調査によると、マンションで災害基本法に基づく自主防災組織や独自の防災組織があるとした管理組合は2割にすぎず、7割以上が自主防災組織を備える自治会・町内会と大きな開きがありました。

マンション管理会社に対する調査では、「地域防災が必要」と回答したところが9割にものぼりました。

自治会・町内会の活動は基本的に、法律でこれをやりなさいと決められているものは一つとしてありませんが、運営や活動は公序良俗に反しない限りメンバーで決めたことがルールです。総会の議決を得れば、誰に文句を言われることもありません。時代とともに社会が変化する中で、地域の課題や住民のニーズも昭和とは異なるものになっています。

アプローチの方法については加入ありきではなく、地域デビューのイベントやボランティアの募集など、お試し的な参加を促すため、ハードルを低くして呼びかけることから始めてみましょう。

自治会・町内会の主たる広報手段といえば、回覧板と掲示板ですが、例えば地域の商店街、若い世代も多く訪れる飲食店、スーパーやコンビニ、病院や不動産屋など、相手と情報の効果的な接点となり得る施設や店舗などにポスターを貼らせてもらったり、チラシを置かせてもらうなどをする事も情報を拡散する一つの方法です。

例えば、参加したいと思って申し込み方法を見たら、電話やFAXのみ、これは若い世代の多くはそこで離脱する可能性が高まります。ITの活用はすぐに対応は難しいかもしれませんが、自治会・町内会専用メールアドレスを一つ作って、そこに連絡してもらうようにするなどの方法を取ることができれば、申し込みの手間やハードルは下がるでしょう。ITの活用に関しては会員の中でお手伝いしてくれるボランティアを募集してみましょう。間口を広げて仲間を増やす事も有効です。



《鳥取市からの町内会対象助成について》

鳥取市では、地域コミュニティの推進を図ることを目的に、原則として自治連合会に加入する町内会を対象とした、各種助成制度を設けています。詳しい内容は鳥取市のホームページをご覧ください。担当課へお問い合わせください。

各町内会においては、該当する事業を実施された場合、有効に活用して更なる町内会活動の活性化の一助としてください。

1. 地域コミュニティ活動支援事業交付金 協働推進課 0857-30-8176

*地域コミュニティの充実・強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現を目指して、住民の自主性及び主体性に基づいた、町内会等による地域活動を支援します。

- (1) 運動会等の地域コミュニティ推進事業
- (2) 町内会未加入者に対する町内会加入促進事業

2. 地域コミュニティ除雪活動支援事業 協働推進課 0857-30-8176

*大雪時に町内会等が行う自主的な除雪活動を支援することにより、地域コミュニティ活動の下支えを行います。

3. 集会所新築等補助金 協働推進課 0857-30-8177

*自治会・町内会等の集会所の新築、増改築、修繕等に対して補助金を交付します。

4. 防犯灯の取替え事業 協働推進課 0857-30-8177

*既設防犯灯（蛍光灯・水銀灯）からLED防犯灯への取替えをします。
町内会負担 費用の10分の2

5. 新規防犯灯設置事業 協働推進課 0857-30-8177

*夜間の犯罪防止のため、防犯灯を設置します。
町内会負担 なし（維持管理は町内会負担）

6. 小型除雪機無償貸与制度 道路課 0857-30-8351

*除雪車の入らない市道や歩道を市民と行政が協働して除雪作業を行うために小型除雪機を無償で貸与します。

7. 原材料支給制度 道路課 0857-30-8354

*市道等の有効な利用と利便性の向上を図るため、自治会（町内会）などが実施する市道や公衆用道路の整備に対して、使用する原材料を支給します。

8. 鳥取市道路アダプト制度 道路課 0857-30-8354

*市民ボランティアと行政が相互に協力して保全や美化などの道路愛護活動を行い、安全・安心・快適な道路環境づくりを進めます。主に美化清掃、緑化、補修、損傷情報の通報活動等の支援を行います。

- (1) ごみの収集処理
- (2) 資機材の支給・貸与
- (3) 活動の広報（アダプトサインの設置等）
- (4) アドバイザー紹介

9. 公園愛護会に対する助成 (公財)鳥取市公園・スポーツ施設協会 0857-21-5532

*都市公園において町内会等地元の方で公園愛護会を設置、活動した場合に対して助成を行います。

- (1) 清掃用具、ゴミ袋等の支給
- (2) 遊具塗装用ペンキ・ハケ等の支給
- (3) 公園愛護会活動に対する助成金

10. 災害時における支え愛地域づくり推進事業 鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課 0857-24-3180

*災害時に住民相互による要支援者の適切な支援を確保し、地域の安全を推進するため、支え愛マップの作成を通じた住民主体の避難支援の仕組みをつくる取り組みを支援します。

- (1) 災害時要支援者対策促進事業
- (2) 災害時要支援者対策ステップアップ事業

11. コミュニティ助成事業（宝くじ助成） 政策企画課 0857-30-8012

*（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行います。

12. 土地改良施設の補修等工事にかかる資材の支給 農村整備課 0857-30-8316

*地区住民の方が共同して行う土地改良施設の維持管理活動を促進するため、農業振興地域内における土地改良施設の補修等工事にかかる資材を支給します。

13. 社会奉仕活動等補償制度 鳥取市ボランティア・市民活動センター 0857-29-2228

*鳥取市自治連合会は、鳥取市社会奉仕活動等補償制度に加入しています。

自らの利益を目的とせず、無報酬（実費弁償を除く）で労力を提供する活動のうち、次に掲げる日帰りの活動において傷害事故、損害賠償事故が生じた場合補償の対象になります。

- (1) 道路、河川、公園、学校、社会福祉施設その他公共施設又は公共的施設の環境整備活動
- (2) 防火、防災、防犯、交通安全、公共衛生及び青少年愛護のための活動
- (3) 高齢者、障害者等社会的弱者に対する看護、援護、更正等の活動
- (4) 鳥取市の事業に協力する活動
- (5) (1) から (4) までに類する活動

市役所で行える主な手続き

自治会と市役所の関わりはとても深い繋がりががあります。自治会と関連の深い手続きの窓口を紹介いたします。

【生活に関すること】

自治会に関すること	協働推進課	(0857-30-8177)
防災に関すること	危機管理課	(0857-30-8034)
ごみ（分別等）に関すること	生活環境課	(0857-30-8084)
不法投棄に関すること	生活環境課	(0857-30-8084)
上下水道に関すること	下水道経営課	(0857-30-8391)
	水道局料金課	(0857-53-7922)
道路に関すること	道路課	(0857-30-8351)
ペットに関すること	鳥取市保健所生活安全課	(0857-30-8551)
動物の死骸（犬、猫、カラス等）の撤去に関すること	国道（国土交通省鳥取国道維持出張所）	(0857-32-0830)
	県道（鳥取県県土整備事務所）	(0857-20-3604)
	市道（道路課または総合支所産業建設課）	
市営住宅に関すること	建築住宅課	(0857-30-8371)
成人の健康づくりに関すること	健康づくり推進課	(0857-30-8585)
成人の健診に関すること	健診推進室	(0857-20-0320)
土地の造成・開発行為に関すること	建築指導課	(0857-30-8363)
住所の変更、戸籍届出、マイナンバーカードに関すること	市民課	(0857-30-8191)
空き家に関すること	建築指導課	(0857-30-8364)
市民税、軽自動車税、原付バイクに関すること	市民税課	(0857-30-8147)
固定資産税に関すること	固定資産税課	(0857-30-8156)
納税相談、滞納に関すること	収納推進課	(0857-30-8162)

【福祉に関すること】

高齢者・介護に関すること	長寿社会課	(0857-30-8211)
国民健康保険に関すること	保険年金課	(0857-30-8222)
国民年金に関すること	保険年金課	(0857-30-8224)
生活困窮に関すること	中央人権福祉センター (パーソナルサポートセンター)	(0857-20-4888)
生活困窮、生活保護に関すること	生活福祉課	(0857-20-3476)
障がい（身体、知的、精神）に関すること	障がい福祉課	(0857-30-8217)

【子どもに関すること】

児童手当等の各種手当に関すること	こども未来課	(0857-30-8491)
子どもの健康に関すること（予防接種）	中央保健センター	(0857-20-3196)
おやこ健康手帳（母子手帳）に関すること	こども家庭センター	(0857-30-8587)
子どもに関する相談	こども家庭センター	(0857-36-0505)
児童虐待相談、通告に関すること	こども家庭センター	(0857-20-0122)
こども園、保育園、幼稚園（私立）に関すること	幼児保育課	(0857-30-8457)
小学校・中学校の学校生活に関すること	学校教育課	(0857-30-8412)

【その他の問い合わせ先】

鳥取市のホームページ等	www.city.tottori.lg.jp
生活上のトラブル ・消費者被害・トラブルの相談（消費者ホットライン） ・鳥取市消費生活センター ・災害用伝言ダイヤル	局番なし（有料）188 (0857-20-3863) 局番なし 171



鳥取市自治連合会事務局

〒680-0845

鳥取市富安2丁目104-1（鳥取市高齢者福祉センター内）

Tel 0857-20-0100・fax 0857-20-0141

URL : <http://chiiki.city.tottori.tottori.jp/tottori-jichiren>

（注）本書は町内会長の引継ぎ書類として、交代の際は必ず引き継いで下さい。